

## 青森市はたちのつどい案内用葉書広告掲載取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、青森市が二十歳を迎えるかたに対して、はたちのつどいの案内を行う際に用いる葉書（以下「案内用葉書」という。）に広告を掲載することに関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置及び規格等)

第2条 広告の掲載位置は、案内用葉書の表面の下部分とし、その掲載枠は1枠とする。

2 広告1枠あたりの規格は、縦4センチメートル、横8センチメートルとする。

3 広告の色は、案内用葉書の印刷に使用する色（単色）と同色とする。

4 広告の掲載は、1広告主につき1枠とする。

### (広告の料金)

第3条 広告掲載に係る料金の額（消費税及び地方消費税を含む。）は80,000円とする。

### (案内用葉書の使用回数)

第4条 案内用葉書の使用回数は、当該年度に原則1回とする。

### (広告掲載の制限)

第5条 要綱第3条に規定するもののほか、市税を滞納している者の広告は、掲載しないものとする。

### (広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、広報あおもり及び青森ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

### (広告掲載の申込み等)

第7条 要綱第5条第1項の規定による広告掲載の申込みは、青森市はたちのつどい案内用葉書広告掲載申込書（様式第1号）及び青森市市税納付確認同意書（様式第2号）に次に掲げるものを添えて行うものとする。

- (1) 広告掲載の見本（紙媒体）
  - (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
  - (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
- 2 前条の規定による掲載申込みが、2者以上ある場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 要綱第5条第2項の通知は、青森市はたちのつどい案内用葉書広告掲載決定通知書（様式第3号）又は青森市はたちのつどい案内用葉書広告非掲載決定通知書（様式第4号）により行う。

（料金の納入等）

第8条 要綱第6条第1項の規定による料金の納入は、要綱第5条第2項の通知に同封する青森市納入通知書を用いて、指定期日までに指定の金融機関等で行うものとする。

- 2 広告主は、広告の版下原稿を前項の指定期日までに指定の金融機関等で行うものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 要綱第7条第1項第3号の指示は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該状態を解消することを求めて行うものとする。

- (1) 指定する期日までに原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに料金を納入しないとき。
- (3) その他青森市はたちのつどい案内用葉書の送付上支障があると認めるとき。

（その他）

第10条 この基準に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、青森市と広告主とが協議して定めるものとする。

附 則

（実施期日）

この基準は、平成28年8月17日から実施する。

附 則

（実施期日）

この基準は、令和2年7月8日から実施する。

附 則

(実施期日)

この基準は、令和7年7月17日から実施する。